

○科目履修生に関する規程

平成3年10月17日

制定

最近改正 平成30年10月29日

第1条 この規程は、学則第28条の規定に基づき、科目履修生について必要な事項を定める。

第2条 科目履修生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者
- 2 教育職員の免許を得るために科目履修生として志願する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 大阪電気通信大学卒業生、大阪電気通信大学短期大学部卒業生又は、大阪電気通信大学大学院在学学生若しくは修了生
 - (2) 科目履修申請時に3年以上教員(専任・常勤・非常勤)として継続勤務している者で、勤務校の学校長推薦を得られる者
- 3 前項にかかわらず、教員免許状取得を目指し、かつ基礎資格を有する者において、学務部長が履修を認める場合に限り、科目履修の申請を認める。
- 4 教育実習1、教育実習2、事前・事後指導、教職実践演習(中・高)、介護等体験指導は、第2項第1号に該当する者のみ受け入れる。

第3条 科目履修生を志願する者は、次の各号の書類に検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 科目履修生申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 写真(最近3か月以内に撮影したもの)
 - (4) 最終学校の卒業証明書及び学業成績証明書
 - (5) 健康診断書
- 2 前項の検定料の額は別に定める。
- 3 出入国管理及び難民認定法による「留学」の在留資格を得ようとする外国人が志願するときは、第1項に定めるもののほか、在学中の身元保証書(身元保証人は大阪府内又はその近郊に居住している者)を添えなければならない。

第4条 科目履修生を志願した者については、学部教授会において選考する。

- 2 所定の入学手続きを完了した者に対して、学長は科目履修生として入学を許可する。

第5条 科目履修生の在学期間は、学期始めから1年又は6か月とし、原則として年度を超えることはできない。

第6条 科目履修生の入学時期は、学期始めとする。

第7条 科目履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。ただし、再試験は受けることができない。

2 試験に合格した授業科目については、単位を与える。

第8条 科目履修生の入学金、学費等は別に定める。

第9条 この規程に定めるもののほか、科目履修生には本学学則及び学生諸規則を準用する。

第10条 この規程の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が決定し、理事長へ報告する。

附 則

この規則は、平成3年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年7月21日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年1月6日から施行する。

2 改正後の第2条第2項の規程にかかわらず、平成26年度に科目履修していた者については、当該免許教科の科目履修についてのみ申請を認める。

3 改正後の第2条第4項の規程にかかわらず、平成26年度以前に本学で教員免許状取得を目的として科目履修し、将来的に教育実習1、教育実習2、事前・事後指導、教職実践演習(中・高)、介護等体験指導のいずれかの履修を希望していた者については、科目履修申請前に面談を実施し履修可否について決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。